

平成 28 年 10 月の市民の声（全 7 通のうち 7 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

◇稲わらの焼却について

【ご意見・ご提案など】

最近、特に夕方以降に稲わら焼却の煙が、家の中に入り込みます。高齢者がおり、呼吸困難になっています。

即刻、止めさせてください。

人間の健康を害する農業など認められないはずです。場所は昔の塩沢町で、〇〇〇近辺です。

（平成 28 年 10 月 4 日）

昔の塩沢町で、稲わら焼却の煙が発生しています。

高齢者が呼吸困難になったり、不眠になるなど被害が出ています。

すぐに止めさせてください。

2 度目のお願いです。

（平成 28 年 10 月 12 日）

【お返事】

市には、野焼き（野外焼却）について、毎年春と秋に多くの問合せがあります。春は主に剪定枝の焼却、秋はもみ殻や稲わらの焼却について、「家の周りで燃やしてよいか」、「煙や臭いで迷惑している」、「窓が開けられない」、「煙で体調が悪くなった」などという内容です。

屋外で物を燃やす行為は、一昔前まではどこの地域でも見られました。その後、生活様式が変わる中でプラスチック製品などの焼却による有害物質の発生が明白となり、現在野焼きは禁止されていますが、次にあげるものは例外として認められています。

- ① 落ち葉焚き、キャンプファイヤーなど軽微な焼却
- ② 農業や林業を営むためにやむを得ない焼却（稲わら、雑草などの焼却、燻炭）
- ③ 賽の神などの地域行事、宗教上の行事による焼却
- ④ 道路や河川管理のため国県市が行う焼却
- ⑤ 災害予防、災害復旧のための焼却

しかし、例外として認められている行為であっても、近隣住民の生活環境に支障をきたす場合は指導を行っています。特に、稲わらの焼却や燻炭は大量の煙が

発生して広範囲に広がり、長時間にわたって影響することから、迷惑に感じられている方も多くいるものと考えます。

こうしたことから、市では廃棄物対策課や農林課が農業協同組合と連携しながら、農業関係者に「稲わら等の焼却防止」を働きかけています。今後も、関係機関との連携を強化しながら、野焼きへの迅速な対応に努めていきたいと考えています。

今回は、〇〇〇近辺で稲わらの焼却をしているという情報でした。すぐに行政区長に確認しましたが、残念ながら場所を特定することはできませんでした。野焼きについては、焼却している現場で直接指導することが最も有効です。野焼きを見つけたら、すぐに廃棄物対策課へご連絡ください。

(担当：廃棄物対策課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇通信障害について

【ご意見・ご提案など】

先日昼頃コンビニで住民票取得を初めて行いましたが、通信機器ではエラー表示となり取得作業不可でした。コンビニ2軒目でも同一症状でしたので、大和庁舎に向かい通信機器で作業したところ問題なく取得できました。

その際に対応いただいた女性職員さんは「通信障害でしょうかね？確認しておきます」というような旨おっしゃっていましたが、その時は（といっても多分言うだけだよな）と思っていました。（失礼）。

その日の夕方同じコンビニに行く機会があり、大和庁舎では作業できたことを伝えると、コンビニ店員さんは「実際に通信障害が発生していた旨連絡があった」と言ってくれて、ああ大和庁舎の女性職員さんはキチンと行動してくれたのだなと思い感心するとともに私は反省しました。コンビニの女性店員さんも丁寧に対応していただきこちらも感謝でした。

ところで通信障害は頻繁に起こっているのでしょうか？回答は全く急ぎません。大和庁舎女性職員さんへのお詫びとお礼が主目的のメールです。

（平成28年10月4日）

【お返事】

この度は、コンビニエンスストアを2軒回った上に大和庁舎に来庁していただくなど、時間とご足労をおかけしたことをお詫び申し上げます。

コンビニ交付につきましては、年末年始の12月29日から1月3日を除き毎日朝6:30から夜11:00まで利用できます。ご指摘いただきました通信障害については、市内のコンビニエンスストアに問い合わせたところ「今まで無かった」との回答でした。このため、今回のような障害が起きることは、ごく稀であると考えられます。

残念なことに、このような障害は事前に予測ができないため、市民の皆さまに告知することができず、今後にご迷惑をおかけする可能性は否めません。その場合、平日であればいずれかの庁舎にご来庁いただくことで、キオスク端末や窓口での発行が可能です。休日や閉庁時間の場合は、恐れ入りますが数時間お待ちいただければ復旧すると思われしますので、再度コンビニエンスストアをご利用いただくようお願いいたします。

また、この度は市職員にお礼の言葉をいただきありがとうございます。これを励みに、より一層市民サービスにつとめてまいります。今後にご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

(担当：市民生活部市民課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇特別職の報酬等の決定について

【ご意見・ご提案など】

特別職・市議会議員の報酬等がどのような手続きを経て決定しているのか教えてください。

おそらく諮問委員会の答申をうけて議会に提案するのでしょうか、誰がどのようなタイミングでされるのでしょうか？また、諮問委員会のメンバーはどのような方々なのでしょうか？

(平成 28 年 10 月 6 日)

【お返事】

南魚沼市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という）条例第 2 条で、「市長は、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」と定められています。

南魚沼市では、市制施行以来 14 回の審議会を開催し、市長の諮問に対する答申書をいただいております。答申内容は最大限尊重され、これまで答申内容を反映した条例案を議会に提出してまいりました。

審議会条例第 3 条において、「審議会は、委員 6 人をもって組織し、その委員は、市の区域内の公共団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する」と定められており、最近では行政区長代表、J A 組合長、商工会長、男女共同参画推進市民会議会長などを委員に委嘱しております。

平成 27 年度の審査会では、新市誕生後 10 年を経過したこともあり、特別職の給料と議員報酬について抜本的な見直しを行いました。委員には、全国の市長給料や議員報酬のデータ、財政指数、職員給与の状況などをお示しし、審議会として議員活動に対するアンケートなども行いました。4 回の審査会を経て市長へ答申書が渡され、本年 3 月議会で議案を上程、議決されております。

市長が独断で特別職の給料や議員報酬を決定するのではなく、市民の意見や感覚を反映して公正を保つための制度だと理解しております。

(担当：総務部秘書広報課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇子育て環境について

【ご意見・ご提案など】

他の市町村に比べて出産祝など少ない。少子化と言われているが、この市での子育てもとても不安。

水道料金も井口市長は当選したら下げると言っていたのに実行できず。

保育所も産休・育休では来年度の申込は出来ないという都会と同じシステム。給料も地域的に安く、とても子供を沢山育てられません。

(平成 28 年 10 月 11 日)

【お返事】

県内の自治体では出生時に祝い金を支給する例もあるようですが、当市の出生時のお祝い品は、一時預かりや病児・病後児保育に使用できる「特別保育利用無料券（2 枚）」とストローマグやゴミ袋など「カタログの中から希望する 1 品」としてしています。

これは、「子育て支援策は一時的な現金支給より、妊娠から出産、子どもの成長に合わせた医療費補助や保育料の軽減、不妊治療助成、妊産婦医療費の無料化、ほのぼの広場の開設など、さまざまな支援策を充実させることが大切である」と考えているためです。

保育園の入園申込みにつきましては、出産予定日の産前 6 週の月の初日から産後 8 週の月末までが保育を必要とする事由に該当し、入園可能です。産後休暇に引き続いて育児休暇を取得する場合も、上の子どもは入園事由に該当しますので申込みが可能です。

しかし、市内では育児休暇の取得が難しい企業もあり、一旦退職しなければならない場合があります。そのため、育児休暇の扱いにならず、入園事由に該当しないケースがあります。

大都市では待機児童も多く、育児休暇等での入園ができないことがあるようですが、当市では定員に空きがあれば、保育を必要とする事由（産前・産後休暇、育児休暇、就労など）に該当しない場合でも、特例として 3 歳以上児の受入れを行っています。毎年 11 月に次年度の入園申込書を提出していただき、各ご家庭の事情を十分に考慮したうえで、入園調整を公平に行っています。

(担当：福祉保健部子育て支援課)

水道料金につきましては、なかなか大幅な値下げには至っていません。計画した給水人口や給水量と現実の差が大きいことが理由です。

しかし、旧六日町では平成 12 年 6 月時点で基本料金 2,500 円、従量料金（11 m³から 1 m³あたり）250 円だったものを、平成 17 年 10 月時点では基本料金 2,300 円、従量料金 230 円にまで値下げするなど、決して努力を怠ってきたわけではありません。

人口の減少、近年の節水機器の普及などにより使用水量は年々減少しています。老朽化した浄水場施設の維持修繕や管路の布設替えの財源も確保しなければならず、浄水場運転管理や料金徴収等を民間委託するなど、経営努力を続けながら今の料金を維持しているのが現状です。

こうしたなかで、少しでも市民負担を軽減したいと、現在は福祉減免制度を実施しています。65 歳以上の高齢者のみの世帯で、かつ市・県民税非課税世帯を対象として、基本料金 2,415 円を 1,155 円に減免しています。この制度を子育て世帯にも拡大したいのですが、財源の確保が困難な状況です。

なお、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率改定時（5%から 8%に上昇）には、経費削減により水道料金を据え置いて、実質 3%分の値下げを行いました。

水道事業はその経費を水道料金で賄う独立採算制であり、安定給水を継続的に行うにはこれ以上の経費削減は難しい状況ですが、今後も経営努力を続けてまいります。

（担当：水道課）

地域的に給料が安いというお話は、確かにその通りだと思います。中小企業が多く、生産工程や労務作業に従事する労働者の割合が高いため、専門的な職種に比べて賃金の上昇カーブが緩やかであり、結果的に給料が低いという状況です。

しかし、世帯全体の経常収入は全国平均よりも高く、世帯主の低収入を世帯主以外の収入で補っています。共働き率や親との同居率が高いこと、高齢者の労働者数が多いことなどから、世帯全員で助け合いながら生計を支える地域性が伺えます。

消費者物価指数やエンゲル係数などの指標は全国平均と同水準程度ですが、地価や負債現在高は低く、持ち家率や住宅延べ床面積が高い傾向にあるため、住宅環境は充実していると考えられます。

こうした地域性を考慮し、市では産業の育成や企業の投資を後押しする施策の実施により、雇用創出や新しい分野の産業誘致、設備投資による労働生産性の向上などに向けた取組みを進めています。

また、少子高齢化が進むなか、市外からの資本や労働力の獲得を図りながら起業や創業支援を充実させ、地域経済全体を発展させることにより、働き方や賃金構造を改善し、誰もが安心して子どもを産み育てられ、住み続けられるようなま

ちを実現したいと考えています。

(担当：総務部企画政策課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇犬のフン・農機具の泥・敬老会について

【ご意見・ご提案など】

① 先頃、敬老会が各地区で行われたと思いますが、その事は良い事だと思いますが、（中略）足・ヒザ・こし等悪く行けない人又病気で出席できない人等、又都合が悪く行けない人もいると思います。出席者だけが飲食して祝ってもらっているのはどうかと思います。（中略）

市からの補助金 1 人 1,891 円位、出席者だけで割ると 1 人 2,916 円位、出席者だけ祝って欠席者には何もなし。そんな敬老会はないと思います。

役員の方も大変なので広く公平に祝う方法、たとえば温泉入浴券とか商品券とかを配布した方が良いでしょう。（中略）

以前は小学校等で行い、行けない人には紅白の大福等をくばっていたと思います。品物がほしいのではありません。出席者だけ祝ってもらって、欠席者は何もなしは敬老では無いと言う事だと思います。皆公平に祝ってもらいたいと思います。

② 私は毎日散歩をしている者ですが、最近犬のフンが道路にあって非常に不快な思いをしています。飼主の責任において持帰り、自分の家で処理してほしいと思います。公報等で衆知してほしいと思います。

（中略）条例でも制定してもらいたい。フンガイしている。フンは持ち帰る事。市中心では人の目も有、手シャベルは持っているが人が見えていない所では放置。市外（郊外）では人もいないので放置。犬のフンは必ず持帰るように。

③秋の取り入れも終りに近づき作業も進んでいると思いますが、道路に田畑の土が有ります。とくに今年は雨が多くて、機械についてそのまま移動中に（土が）落ちると思います。

建設業者はホーキではいたり、散水車できれいにしています。農業の方も事業者です。よごしたらきれいにするのが当然だと思います。

農区長等に連絡して清掃する事を望みます。

歩いている者として非常に困っています。気分が悪いです。

農業者・建設業者も事業者です。汚したら自己責任で清掃すること。他の地区魚沼、十日町、津南等はきれいです。

（平成 28 年 10 月 17 日）

【お返事】

① 敬老会について

市では敬老会を実施する団体に対して、出席者 1 人あたり 2,000 円、欠席者 1 人あたり 1,000 円を助成しています。市からは、敬老会の実施内容を指定していませんが、できる限り敬老会に出席された方と欠席された方の均衡を図り、公平に敬老事業ができるよう、実施団体に協力をお願いしています。

実施団体からの実施報告書や収支決算書によりますと、多くの実施団体では、地域の子どもたちや老人クラブの方からご参加いただき、地域住民が交流できる内容で敬老会を行っているようです。また、残念ながら当日欠席した方には、祝い菓子などを配布しているようです。

今回、欠席者に何も届かなかったことについては、実施団体の方で何か行き違いがあったのではと推測いたします。

なお、市では、祝い品類を贈呈するだけの事業については、助成の対象外としています。このため、ご提案のあった商品券等の配布については、現在、実施する予定はありません。

今後も公平な敬老事業が実施できるよう、実施団体へさらなる周知をして参りますので、ご理解をお願い申し上げます。

(担当：福祉保健部福祉課)

② 犬のフンについて

ご指摘のとおり、一部のマナーを欠いた飼い主のために、犬のフンに関する苦情が市に寄せられています。

市では、その対策として、市報や公式ウェブサイトに啓発記事を掲載したり、狂犬病予防集合注射時などに啓発チラシを配布し、飼い主にマナーを守るよう周知しています。また、フン被害の多い場所には、行政区長を通じて啓発看板を設置しています。

「新潟県動物の愛護及び管理に関する条例」には、飼い主の責務として、第 4 条第 2 項第 4 号で「汚物及び汚水を適正に処理し、施設内外を常に清潔にすること」、第 5 号で「公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと」と定められており、市では県と連携しながら犬のフン被害撲滅に努めているところです。

いずれにしても、飼い主にマナーを守ってもらうことが一番よいことですので、引き続き市報等を通じて啓発に努めてまいります。

(担当：市民生活部環境交通課)

③ 農機の土について

ご指摘のとおり、春・秋の農作業時期には、農作業用機械によると思われる土が道路上に落下していることがあります。

その対策として、市内の農業協同組合では広報紙による注意喚起を行っています。法人組織など、大規模な農業経営を行っている農業者は意識も高く、土の処理にも取り組んでいるようですが、市内の農業者全体としては、まだまだ不十分なのが実情です。

農業者の意識を高めるため、今後も農作業時期に合わせて農業協同組合の広報紙や市報等により、注意喚起とマナーの向上に向けた周知活動に取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

(担当：産業振興部農林課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇政務活動費・婦人会役員について

【ご意見・ご提案など】

市政への意見、要望、提案

① 政務活動費について

各地で色々言われていますが、南魚沼市の議会の場合どうなっているのか、正しく使われているのか。

問題はないのか情報公開してもらいたい。

② 各地区の婦人会の役員選について

私の住む地区の場合、10年以上も同じ人がやっています。どうもうまくいきません。

その人は情報等は気に入った人しかつたえていません。末端までとどいていません。どうも好ききらいがある様で困っている人もいます。

選考は各地区でやるのかよくわかりませんが、どうゆう選考方法でやっているのか知りたいです。

(平成 28 年 10 月 21 日)

【お返事】

① 政務活動費について

南魚沼市議会の政務活動費は、1 か月 12,000 円を半年ごとに所属会派などへ支払っています。これらは議員の調査活動等の一部に使われ、報告書には領収証を添付し、活動内容を詳細に記載することになっています。

各会派の政務活動費収支一覧は、毎年議会だよりに掲載しております。(平成 27 年度の収支一覧は、議会だより 8 月 1 日号 17 頁に掲載済み。市ウェブサイトでもご覧いただけます) また、議会事務局までお越しいただければ、領収書等の詳細な資料も閲覧可能です。連絡をいただければ、ご用意いたします。

市議会議員(会派)の提出する報告書は、政務活動運用内規に基づいて確認し、適正でなければ政務活動費を返還していただくようになっています。

(担当：議会事務局)

② 各地区婦人会の役員選について

かつてはほとんどの集落で組織されていた婦人会組織ですが、徐々に組織が減少し、現在はわずかな団体しか残っていないものと推察しています。

これらの婦人会はいずれも任意の組織であり、基本的に市が運営に関与することはありません。市から補助金を支出しているのは、平成 28 年度で六日町婦人

会と浦佐婦人会の2団体のみであり、その補助金も今年度限りで廃止することとなっています。

各集落の婦人会へは補助をしていないため、市ではどなたが役員なのかも把握しておりません。おそらく、役員を選考方法は各々の団体で異なっているものと考えます。

会員から会費を徴収している組織であれば、年に一度は総会や代議員会などを開催しているはずです。ご自身が会員であって運営方法や役員選考に疑義があるならば、そうした機会に直接質問されてはいかがでしょうか。

任意の組織に対し、市が指導などをすることはできませんので、ご理解をお願い申し上げます。

(担当する部署はありません)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇公園の利用方法について

【ご意見・ご提案など】

公園の隣接地に住む者です。騒音が激しく日常生活を送る上で非常に迷惑しています。

特に子供の叫ぶ声、奇声、サッカーボール等を蹴る音等です。

夕方4時以降は保育園の子連れの主婦たちがやってきては、子供の面倒も見ずに、自分たちのお喋りの為に1時間以上も公園にいます。その間、子供たちは奇声を発したり、樹木を傷つけたり、草をむしったりしています。私が注意しても親達は知らん顔です。

平日の昼間は保育園の保母が園児たちを連れてきて、公園で遊ばせます。「よいドン!」「わあー!」「キャー!」等、奇声の嵐です。先日、具合が悪く部屋で寝ていると10:30過ぎからこんな調子で、余計に具合が悪くなりました。(中略)

他にも小学校の児童も奇声を発して走り回ります。サッカーボール等を蹴って騒音を起こします。先日は高学年の女子達が公園のトイレのドアをドン!ドン!と蹴りまくっていました。

中学校の生徒も滑り台を逆に登ったりしてバタバタと音を立てます。喋る声や笑い声が大きいので、注意すると「うっせえなー!」と口答えをします。

子育ての間は親にとっては一刻の事かもしれませんが、隣接地に住む人間にとっては一生の問題です。当方はただ仕事で疲れて帰ってきて静かな時間を過ごしたいだけです。我儘(わがまま)でしょうか?

近所の方がこの問題について私に話をしに来られましたが、こちらの事情を話すとよく理解してくださり、「それは大変だ。自分の同級生に市議がいる。その人に話してこの公園の利用方法について話し合います」「住民運動を起こします」と言ってくださいました。

子供が悪いわけではなく、子供を指導・教育する大人が悪いのだと思っています。人に迷惑をかけないような遊び方をする、注意されたら改める、そんな基本的なことをしない大人が悪いのです。また、先日から何度も都市計画課には「看板を目立つ所に、数多く立てて欲しい」と要望もしていますが、余り良い対応をしていただけません。その点も改善して頂きたいです。どうかよろしく願いいたします。

(平成28年10月24日)

【お返事】

ご指摘のあった公園は市が管理する都市公園で、公共施設の移転に合わせて跡地を公園として整備しました。現在は周辺保育園のお散歩時の立ち寄り場所として、また周辺住民のレクリエーション活動や憩いの場などとしてご活用いただいています。

ご指摘いただいた騒音については、まずもって看板設置要望への対応が不十分であったことをお詫び申し上げます。改めて、わかりやすく目立つ看板の設置に向けて対応いたします。

また、保育園や小・中学校の子どもたちへの対応については、子育て支援課と学校教育課を通じて各学校等へ指導を行うよう依頼しました。近隣住民の利用者への対応は、今後行政区長と協議させていただく予定です。

公園には、多くの市民がさまざまな目的で訪れます。利用に際しては、隣接して生活している住民がいることを十分理解し、迷惑となるような行動を慎むことは最低限のマナーです。

一方で、公園という施設はその性格上、賑わいを形成する空間でもあります。

市民の健康増進や子どもたちの健全育成、地域コミュニティの重要な活動拠点としての役割を果たすためには、周辺住民のご理解とご協力が必要不可欠です。

利用者並びに周辺の皆さま双方にとって、より良い公園となるよう適切な維持管理に努めますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(担当：建設部都市計画課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658